

指導教員に係る研究奨励金申請業務について（お願い）

岡山大学成績優秀学生等奨学金・研究奨励金に関する取扱要項第3条第1号に定められた「学長が別に定める学会等において、自己の研究成果の発表を行った者（学生）」が、研究奨励金の申請をするにあたり、指導教員等の先生方に御協力いただきたい事について、御説明します。

- 1 研究奨励金のポスターを各研究室に掲示いただくこと。
- 2 筆頭者として学会発表した学生に支給されるので、研究奨励金制度について、該当学生はもちろん可能性のある学生にも御周知いただき、学生の意欲の向上に役立てていただきたいこと。
- 3 申請そのものは、学生本人がWeb入力により申請しますが、別途受給申請書と学会登録済み証の写し、学会のスケジュール表の写し、筆頭発表者であることが証明できるものの写しを学生支援課に提出しなければなりません。そのうち別紙様式3の受給申請書については、指導教員の認印を押していただくこと。
- 4 直接、指導教員の先生には関係ないかもしれませんが、学長が定めた学会以外の学会等で発表した場合は、研究科長が別途推薦書（様式任意）を添付することとなっておりますので、学生本人が依頼しがたい場合は、仲介の労をとっていただくこと。

<参考>

研究奨励金は、同一区分の学会で何度発表しても、それぞれの支給額（国内学会5万円、国際学会10万円）を上限とし、当該年度1回のみでの支給となります。

学生からの申請は半期ごとにとりまとめ、6月と11月に支給します。

学会区別	年度内発表の有無		
国内学会	○	—	○
国際学会	—	○	○
支給最高額（万円）	5	10	10※1

※1 国内学会で発表した後、同一年度内に国際学会で発表した場合は、再度申請することで、最高10万円まで支給されます。

※2 年度とは、4月入学者は4月～翌年3月、10月入学者は10月～翌年9月です。

【学会発表の特例】

- 1 第3条第2号に定められた「国際的競争力のある卓越した教育研究拠点（学長が指定したものに限る。）に所属する大学院学生」として奨励金を受給している学生及び法務研究科の学生には、支給されません。
- 2 教育学研究科音楽教育専攻所属の者にあつては、全国規模又は国際規模のコンクール（オーディションを含む。）において作品発表・演奏発表を行った場合は、学会発表と同等のものとみなす。
- 3 教育学研究科美術教育専攻所属の者にあつては、全国規模のコンクール・公募団体展・美術館展等において作品発表を行った場合は、学会発表と同等のものとみなす。